

日本ジェネリック製薬協会の会合における適正な競争に関するガイドライン

2020年5月1日

【取り組み】

日本ジェネリック製薬協会（以下「GE 薬協」という。）は、GE 薬協の会員会社（以下「会員会社」という。）によるコンプライアンス体制の強化・円滑運営を図るべく、2010年に「GE 薬協企業行動憲章」（同憲章は2019年に改定）、及び「GE 薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン2010」（同ガイドラインは2016年に改定）を策定し、会員会社に対し、高い倫理性・遵法精神をもって適切に事業活動を実践することを求めてきた。

今般、GE 薬協では新たに「会合における適正な競争に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定した。本ガイドラインは、会員会社やGE 薬協の役職員が、GE 薬協の主催会合（以下「会合」という。）において、我が国の独占禁止法その他の適用される国内外の競争法規（以下「競争法」という。）を遵守し適切に団体活動を行うための手引となるものである。

会員会社やGE 薬協の役職員は、競争法に違反した場合には、厳しい法的制裁や社会的信用の失墜につながる可能性があることを十分に認識し、会合に出席する際には、本ガイドラインを遵守し適切な行動をとらなければならない。

【適正な競争に関するガイドライン】

1. 会合運営に関する事項

- ① 会合の目的は合法的なものでなければならず、会合は競争法を遵守して行うこと。
- ② 議題は会合の開催に先立ち出席者に回覧されなければならず、出席者は回覧された議題に競争法に関する懸念がある場合は、速やかにGE 薬協の事務局に報告すること。
- ③ GE 薬協の事務局は、会合の出席者からの報告等により、競争法に関する懸念がある議題（事前配付資料がある場合はそれも含む。）が予定されていると判断した場合は、会合の開催を延期し又は会合に弁護士を出席させること。
- ④ GE 薬協の事務局は、原則として会合に出席すること。
- ⑤ 会合における討議は、予定する議題の範囲を超えないこと。
- ⑥ GE 薬協の事務局又は出席者は、討議の内容について競争法に関する懸念がある場合には、その旨を直ちに表明し、当該表明があった場合には、事務局又は出席者は、当該懸念について弁護士との協議が終わるまで討議を延期すること。

- ⑦ 会合の出席者は、議事録を作成し出席者に回覧すること。
- ⑧ GE 薬協の各委員会等が開催する懇親会において、本ガイドラインに定める禁止事項が話題になった場合は、参加者は、直ちに発言の中止を求め、中止されない場合は懇親会を終了しなければならない。その場合は理事会に報告するものとする。

2. 会合内容に関する事項

会員会社及び GE 薬協の役職員は、次に掲げる事項について、競争法に抵触するおそれがあることから特に留意すること。

- ① 会員各社の価格、価格戦略、価格構成、値引き、クレジット条件、販売コスト、生産コストなど
- ② 会員各社の販売数量、販売能力、生産数量、生産能力、在庫量など
- ③ 会員各社の販売地域、生産地域、販売先、販売提携など
- ④ 会員各社の投資計画（設備の投資・廃止、新技術の開発を含む。）、販売計画、生産計画、需要予測、需要動向など
- ⑤ 供給制限、顧客・販売地域の配分、特定の供給業者・顧客に対する不買（売）、再販売価格の拘束、顧客との交渉内容など
- ⑥ 設備又は技術の制限行為（設備の新增設の制限、技術の開発又は利用の制限）

3. 遵守教育及び周知徹底

会員会社及び GE 薬協の事務局は、本ガイドラインを会合に出席する役職員に対し周知徹底するとともに、競争法コンプライアンスに関する遵守教育を実施し、各人の知識向上と意識改革に努める。遵守教育は、外部セミナーの活用や外部の有識者を招聘する等して、教育効果を高めるよう工夫する。

4. 議事録等の保管

GE 薬協の事務局は、本ガイドライン、会合の議題及び議事録、競争法遵守に関する方針・声明その他競争法遵守について確証となり得る書類等を合理的な期間保管すること。

本ガイドラインは、2020年5月1日をもって発効する。

以上